

弁護士が語る！経営者が知っておきたい法律の話(第19回)

そのアイデア、知的財産権を使って武器にしましょう

2016.01.27

仕事や家でゆっくり過ごしているときに、ふと、これまでになかった新しいアイデアが浮かんでくる……。そんな経験をしたことがある人もいない人もありません。しかし、その後特に何もせず放っておいて、しばらくするうちに忘れてしまう人がほとんどでしょう。

もしそのアイデアが、他人が簡単にひらめかないようなものであり、しかも、まだ世の中に知られていないような内容であれば、それはとてももったいないことです。このときのアイデアを「知的財産権」という“形”にすると、ほかの人がまねをできなくなり、独り占めできます。つまり、誰にもまねされることなく、自分だけで独占してビジネスに役立てられるのです。

今回は、そんな知的財産権を使ったビジネスの方法を考えてみましょう。

アイデアは知的財産権を使うことで武器になる

知的財産権とは、技術やアイデア、ノウハウや情報などを保護するための権利のことです。「知的財産基本法」という法律にて保障されています。知的財産権を得られれば、他者がそのアイデアを使うことはできません。

もし他人が勝手に同じアイデアを利用しようとした場合、その行為の差し止めに請求できます。また、アイデアを無断で利用された場合には、損害賠償請求もできるようになります。アイデアを知的財産権として保護すると、アイデアは単なるひらめきではなく、営業戦略における武器にもなり得るのです。

知的財産権にはいくつかの細かい権利に分かれます。すべてを説明するとキリがないので、今回は「(1)特許」「(2)実用新案」「(3)商標」に絞って紹介しましょう。

天才だけのものではない！誰でも出願できる「特許」… 続きを読む